

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【9月は「傷病手当金」について】

最近、健康保険の傷病手当金で問い合わせが多いです。

今月はこれを案内いたします。

★いくらもらえるの？

支給開始日の以前 12 ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額(※)÷30日×(2/3)

支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。

(※)支給開始日の以前の期間が 12 ヶ月に満たない場合は、別計算になります。

→ようするにだいたい 2 / 3 です。

★いつまでもらえるの？

同一の傷病について、支給を開始した日から最長 1 年 6 ヶ月間です。

暦のうえで計算した期間であって、実際に受給した期間ではありません。

例えば、復職し受給していない期間があっても、支給開始日から 1 年 6 ヶ月後に受給期間が満了します。

→ようするに、もらってから 1 年半です。

ケガをしてからではありません。

★もっている途中で会社を辞めたら、どうなるの？

次の 2 点を満たしている場合に退職後も引き続き残りの期間について傷病手当金を受けることができます。

(資格喪失後の継続給付)

①被保険者の資格喪失をした日の前日(退職日)ま

でに継続して 1 年以上の被保険者期間(健康保険任意継続の被保険者期間を除く)があること。

②資格喪失時に傷病手当金を受けているか、または受ける条件を満たしていること。

なお、退職日に出勤したときは、継続給付を受ける条件を満たさないために資格喪失後(退職日の翌日)以降の傷病手当金はお支払いできません。

→今の会社では、前の会社の記録がないので、場合によっては本人しかわかりません。

★どんなサイクルで請求するのですか？

傷病手当金の申請は、給与の支払い有無について事業主の証明が必要になります。

1 ヶ月単位で給与の締切日ごとに申請されることをお勧めします。

→文書代は自己負担です。



【編集後記 森啓治郎】



①「パクチー」

ベトナムでは「ザウムイ」または「ゴーリー」、日本ではタイ語の「パクチー」という名で広く親しまれています。

【におい消しとして】

特徴的な香りを持つ葉とレモンに似た香りの果実は薬味として利用され、また茎や根も煮込み料理の臭い消しとして使用されたりします。

【トッピングとして】

ベトナム料理では、生春巻きの具やフォーのトッピングとして楽しめます。

リラックス効果や体内毒素の排せつ効果があると言われるため、食べることで身も心も癒やしてくれることでしょう。

②「ミント」

日本ではデザートに使われることが多い「ミント」が、ベトナムでは外すことができない香草のひとつです。

ベトナム料理ではスペアミントが主流で、麺類やサラダ、揚げ春巻き、バインセオなどで使われています。

③空芯菜（くうしんさい）

炒め物や付け合わせでエスニック料理や中華料理で目にするのが多い「空芯菜（ヨウサイ）」は、日本語読みでは「くうしんさい」、ベトナムでは「ザウ・ムオン」と呼ばれています。

ベトナムでは週に何度も食べる定番の野菜です。

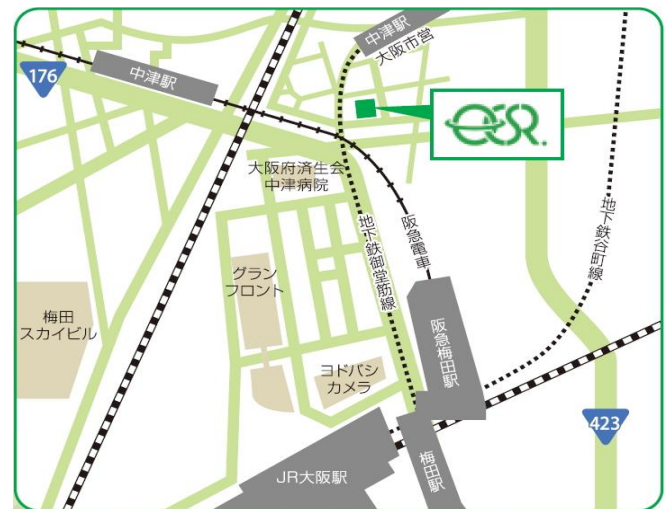
私は「くうしんさい」がとっても好きです。

なんといっても「ビールによくあいます」

ぜひベトナムへ行ったら、ビールと共にたべてみてください！



大阪ホーチミン社労士事務所本店 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」

F A X 「06-6131-4933」